

令和元年秋の年次公開検証の取りまとめ（案）

令和元年 11 月 11 日から 13 日まで実施された秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）及び 11 月 17 日に実施された秋の年次公開検証（「広島レビュー」）の指摘事項について、別添のとおり取りまとめる。

学校での社会人再教育(リカレント教育)への支援

取りまとめ

- 「出口一体型地方創生人材養成システム構築事業」(文部科学省所管事業)
- 「人文・社会科学系大学院リカレント機能高度化プログラム」(文部科学省所管事業)
- 「専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト」(文部科学省所管事業)
- 「リカレント・ファシリテート人材育成システム構築事業」(文部科学省所管事業)
- 「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデル構築」(文部科学省所管事業)
- 「社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究」(文部科学省所管事業)

・リカレント教育において高等教育機関に期待される役割と、各高等教育機関が現状果たせる役割とが十分に検証されておらず不明確であり、また、企業や地域といった社会のニーズがどこにあるのかについて関係者と十分に議論を尽くし把握した上での制度設計となっていない。

・厚生労働省の所管事業をはじめ、類似する既存事業での取組内容や成果についてよく分析し、活用可能な取組内容や成果を本事業のスキームにビルトインするなど、事業及び予算の重複を排除してより実効性の高いものとなるよう、何が真に必要なのか見極めるなど取組の手順も含め抜本的に見直すべきである。

・政策誘導の方法として、必ずしも各大学等に対しての補助金による方法によらずとも、各地域での先行する地域再生の取組を含めた既存スキームの活用や、授業料負担や企業側の負担など本来誰が費用を負担すべきなのかといった費用負担のあり方の

検証も含め、政策誘導の方法を工夫するべきである。別途の政策的後押し(教育訓練給付受給者の倍増等(厚生労働省))もある中、大学等におけるリカレント教育プログラムの開発や学内人材育成については、そもそも大学等自らが、地域社会でのニーズや各学校の特色に応じて魅力的な教育プログラムを開発・実施し、授業料収入を得て運営すればよく、国費まで投入して支援する必要性について精査が必要である。

・KPI「大学・専門学校等での社会人受講者数を 2022 年度までに 100 万人とする。」(成長戦略 2019)と各事業との関係を明らかにするとともに、これに限らず、アウトカム指標やアウトプット指標について、事業の達成状況をより把握できるものとなるよう工夫するべきである。

基金に関する事業

取りまとめ

「異常補てん積立基金」(農林水産省所管事業)

・異常補てん積立基金について、近年の発動状況や供給安定のために他の施策も行われていることに鑑みれば、将来の必要見込額算定に当たり、本基金で備えるべき損失の範囲や異常補填発動時の価格動向、国産飼料の供給動向や金融市場の動向も踏まえつつ、現実の契約数量に基づき精度の高い事業見込みを検討したうえで、保有額や保有割合の適正性を精査すべきである。

・精査の結果、余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫返納すべきである。

・本基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、事業見込みが適切に精査されているか、資金が安全かつ効率的に運用されるような保有方法となっているか、管理費の支出は効率的、効果的になされているか等の観点から、早急に再点検を実施し、余剰資金について国庫返納すべきである。

水道事業のPFIの推進

取りまとめ

- 「民間資金等活用事業調査等に必要な経費」(内閣府所管事業)
- 「水道施設強靱化推進事業費」(厚生労働省所管事業)
- 「水道行政強化拡充費」(厚生労働省所管事業)
- 「給水装置データベース事業促進費」(厚生労働省所管事業)
- 「水道施設整備事業調査費(水道施設整備事業調査諸費含む)」(厚生労働省所管事業)
- 「水道施設等整備費(水道施設災害復旧費補助含む)」(厚生労働省所管事業)
- 「官民連携等基盤強化支援事業」(厚生労働省所管事業)
- 「水道の基盤強化方策推進事業」(厚生労働省所管事業)
- 「水道水質管理向上対策費」(厚生労働省所管事業)
- 「災害時初動対応支援体制強化事業費」(厚生労働省所管事業)

・水道事業の持続性の確保・効率化のため、水道のPPP/PFI・コンセッションを推進

していくべきであり、そのための環境整備が求められる。

・水道の広域化・共同化は、コンセッションを進める上での前提条件であり、今後、積極的に推進していく必要がある。このため、都道府県における「水道広域化推進プラン」の作成について、一層進めていくことと、自治体の手本となる優良事例・成功事例を構築すべきである。

・事業の効率化に向けて、受益者負担原則の下、自治体及び住民の方々が正しいコスト意識を持っていただくとともに、共同発注や共同事業を含めて、多様な広域化の検討を国が後押しすべきである。

- ・自治体がコンセッション導入や広域化を行うに際しては、関係府省が連帯して、積極的に支援していくべきである。
- ・既存の地域プラットフォームの効果を検証するとともに、地元金融機関の積極的な関与を含め、より効果の高い枠組み作りを進めていくべきではないか。
- ・現在起こっている水道管の破裂等のエビデンスに基づいて、水道事業の現状を国民・住民に積極的に正しく伝えていく一層の努力が必要ではないか。

革新的 ICT スタートアップ支援

取りまとめ

「研究開発型 ICT スタートアップ支援プログラム」(総務省所管事業)

- ・ベンチャー企業やベンチャーキャピタルは本来自らリスクをとるべきであり、ベンチャーキャピタルは目利きとしての役割を果たさなければならない。国費の投入には公共の利益、資金調達において市場の機能が十分に働かないなど、相当程度の理由が必要であり、厳に慎重な判断が求められる。
- ・上記に加え、本事業は経済産業省・総務省の既存の事業との重複・類似性が見られることから、改めて新規に本事業を立ち上げる根拠は乏しい。
- ・研究開発の事業化について、総務省は自前で事業を実施するよりも、一本化を含めて、経済産業省を含む関係省庁との連携を強化していくという方向で、今後見直していくべきである。

ロボット開発支援(介護分野等)

取りまとめ

「ロボット介護機器等福祉用具開発標準化事業」(経済産業省所管事業)

「革新的ロボット研究開発等基盤構築事業」(経済産業省所管事業)

- ・「ロボット介護機器等福祉用具開発標準化事業」のうち、課題解決型福祉用具実用化開発支援事業については、事業目的である「福祉用具産業の競争力の強化」や「高齢者や障害者、介護者の福祉の増進」の達成状況について把握可能となるアウトカムを設定すべきである。また、ロジックモデルにおける事業全体のインパクトとなる「介護需給ギャップ解消」や「海外市場における事業拡大」について、アウトカムとの因果関係を明確にすべきである。さらに、事業選定や中間評価の際には、技術性を判断する専門家だけでなく、事業性・市場性も評価できる専門家も置くべきである。
- ・「革新的ロボット研究開発等基盤構築事業」については、ロジックモデルにおいて個々のアウトカムを設定したうえで、中間目標年度及び目標値を設定すべきであり、毎年度ごとの進捗状況が把握可能となるよう設定すべきである。また、民間企業が負担する賦課金については、最終的な民間企業の便益を踏まえて、見直しを検討すべきである。
- ・両事業について、アウトカムが本事業以外の事業と併せて達成されるのであれば、本事業による寄与度を明確にすべきである。

地方の創生（総論及び観光・インバウンド中心に）

取りまとめ

「地方創生推進交付金」（内閣府所管事業）

「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」（国土交通省所管事業）

「世界水準のDMO形成促進事業」（国土交通省所管事業）

「国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開」（国土交通省所管事業）

・地方創生推進交付金については、地域再生のための重要なツールである。事業の採択・執行にあたっては、施策の目的に沿って効果的、かつ交付期間終了後の自走・自立を見据えるべきである。そのため、単年度の短期的な検証ではなく、複数年度にわたる中長期的アウトカムの厳格な検証等を行うとともに、KPI 設定の優良事例の紹介など、事業の評価の適正性を検証する必要がある。また、第一次総合戦略の仕組み自体の総括や交付金事業自体の効果測定も更に厳格に行っていく必要がある。

・DMO創設が目的となっており、効果が不明確で検証もできていない。今後は、DMOを増やすことではなく、メリハリをつけた支援が必要である。また、調査業務や海外への情報発信は原則JNTOに一元化するなどし、DMOへの支援事業については、コンテンツ開発や受入環境の整備等の着地整備を最優先にするなど、既存組織では行っていなかったことに取り組むべきである。

・世界水準のDMOを目指すには、地域の主体的な参画を確保するとともに、外部専

専門人材の登用については、観光振興のために推進すべきものであるが、人材の多様化に資するよう、多様な業種から、観光振興に具体的な実績を持った者が登用されるように仕組みを構築すべきである。

農山漁村の活性化支援

取りまとめ

「農山漁村振興交付金」(農林水産省所管事業)

・人口の減少・高齢化の著しい農山漁村コミュニティの持続性の確保・発展は国民共通の政策課題である。

・本事業は、消費者の農山漁村コミュニティへの関心の高まり等を背景に、地域の強みを活かした今後の方向性の策定と合意から、消費者と生産者の交流や移住・定住等の促進を通じて、農山漁村コミュニティの自立、維持発展を図るものであり、重要な政策課題に取り組む事業である。具体的には、コミュニティでの合意形成から実行段階まで、それぞれのフェーズや選択に応じて、具体的な6つの対策に取り組んでおり、これらは、コミュニティに対し、今後向かうべき方向性の選択を示し、インセンティブとしても寄与している。

・今回のレビューのプロセスを通じて、ロジックモデルを活用し、6つの対策がいかなる効果を具体的に発揮しているのか、検討を重ねてきた。農林水産省から示されたように、具体的な把握はこれからであり、ロジックモデルの整合性にもまだ課題は残るが、それぞれの対策と目標の論理的整合性についての改善の方向性は見えてきている。今後は、これまでの検討を活かし、個々の対策がいかに目標に寄与しているのかが明らかになるよう、論理的関連性を意識しつつ、アウトカムを段階的に設定するなど改善

を行うべきである。

・特に、アウトカムの段階的な設定においては、本事業が、農山漁村の自立・発展に至るプロセスへの貢献を検証するため、事業の前後での当該地域における所得や雇用の変化やコミュニティ存続への意欲等、定点的にデータを把握するように努めるとともに、長期アウトカムや社会インパクトについても、事業の目的にある「所得の向上」や「雇用の拡大」等への寄与を定量的に測るものへと可能な限り見直すべきである。

・なお、これまでの事業において不用や繰越しが多数生じていることに鑑み、事業の利用動向等の把握・分析に努めるとともに、また、農山漁村コミュニティの今後の変化に応じて、ターゲットを明確化し、対策メニューや事業対象地域の重点化や見直し等、事業のあり方を随時見直していくべきである。

地域の公共交通の確保に向けた支援

取りまとめ

「地域公共交通確保維持改善事業」(国土交通省所管事業)

・日本全体の人口減少が進み、かつ地方から都市部への人口の流入が続いているなか、地方のバス路線は赤字路線が拡大しており、今後の地方交通の在り方について、バス路線のみならず生活者の足の確保の観点で、抜本的な改善策を早急に検討する必要がある。その際、地域の実情に応じてオンデマンド型の自家用有償旅客運送などへの転換をしやすいとするなどの方策を検討する必要がある。

・これまでの補助の仕組みでは赤字路線の拡大に歯止めをかけられていない。そのことを踏まえ、バス事業者の業務連携、バス会社間の提携・合併等のスケールメリットによる合理化、バスに貨物を乗せる貨客混載など、バス事業者の収支改善の取組を効果的に促すような仕組みに補助制度を見直すべきである。

・また、現行の制度が、地方の公共交通の現状に即したものとなっているのか検証し、病院や企業など既存の民間事業者が所有するバスなどとの連携をはじめとしたシェアリングエコノミーなどを行うことで、将来にわたって地域公共交通を維持するための方策を検討すべきである。

地球温暖化対策 (地方公共団体の率的取組支援)

取りまとめ

「地方公共団体カーボン・マネジメント強化学業」(環境省所管事業)

・CO₂ 削減に関する全体目標における本事業の位置づけと想定される貢献度(目標)を明確にする必要がある。そのためには、効果算出における比較対象の丁寧な検討、設備導入の前倒しによる効果の測定、補助対象となる地方公共団体の規模による効果比較、横展開による実質的效果などを通じた多面的・複層的な因果関係の提示が求められる。それをもとに、段階的な目標設定とそれに向けた合理的な事業選択を行い、実施過程と効果測定を、横展開を含め、明確にしながら実施すべきである。

・ただし、温暖化対策の推進が義務付けられている地方公共団体は、庁舎整備計画等と連携した実効的な CO₂ 削減計画の策定とその実施に自立的かつ積極的に取り組むべきであり、その実施を確実にしていくために、官民間問わず効果的な取り組みの情報共有を推進するとともに、CO₂ 削減に関する責任を明確化する新たな仕組みを検討し、同時に本事業のあり方をその必要性の有無も含め抜本的に見直す必要がある。

・また、国際的な公約の実行という観点に立つと、個別事業の積み上げを合算していく現在の方法ではなく、全体目標を達成するために、費用対効果や規模からみて社会全体のなかでもっとも効果的な取り組みに対し、省庁・部門の枠を越えて資源配分を強化するという俯瞰的・戦略的な手法が必要である。

地球温暖化対策(物流分野、建設車両分野)

取りまとめ

「物流分野におけるCO2削減対策促進事業」(環境省所管事業)

「ICT活用による特殊自動車の省エネルギー補助事業」(環境省所管事業)

・CO2削減に関する全体目標における本事業の位置づけと想定される貢献度(目標)

をより明確にする必要がある。そのためには、効果の算出についてはコストの範囲を適切に含めた比較対象の丁寧な検討や買い替えの前倒し効果の適切な定量分析、波及効果(横展開や価格低減効果)については実現過程の分析が必要である。その上で、当事業における因果関係を多面的・複合的に示し、段階的な目標の設定やそのための事業のあり方を見直すべきである。

・ただし、本事業が民間の資産取得への補助であることの是非の問題、人手不足対策、防災・国土強靱化、中小企業対策、といったCO2削減対策以外における効果があるという点、さらに事業者側の中長期的なメリットを踏まえると、対象事業は補助金なしでの自立的な普及を期待すべきものであるとともに、規制もしくは公共事業等での優遇など他の政策・手段による普及支援も可能であり、本事業の考え方・あり方を抜本的に見直す必要がある。

・また、国際的な公約の実行という観点に立つと、個別事業の積み上げを合算していく現在の方法ではなく、全体目標を達成するために、費用対効果や規模からみて社

会全体のなかでもっとも効果的な取り組みに対し、省庁・部門の枠を越えて資源配分を強化するという俯瞰的・戦略的な手法が必要である。

保健衛生(肝炎ウイルス対策)

取りまとめ

「肝炎患者等支援対策事業費」(厚生労働省所管事業)

「肝炎ウイルス検査等事業費(肝炎患者等の重症化予防推進事業)」(厚生労働省所管事業)

「肝炎総合対策費」(厚生労働省所管事業)

「健康増進事業(健康診査等)(うち肝炎ウイルス検診)」(厚生労働省所管事業)

- ・肝炎対策基本指針を基に実施される肝炎総合対策は、早期発見・早期治療により重症化を防ぐためには、非常に重要なものである。事業を効果的・効率的に行うに当たり、まずは、受検、受診、受療、フォローアップ等の各ステップにおいて、性別、世代別、地域別、雇用形態別等の受検者・未受検者の状況、陽性判明者の受療状況をはじめとした現状を正確に把握するよう努めるとともに、対応が必要となる対象を明確化したうえで有効な手段を用いた対策となっているか見直し等を検討すべきである。例えば、雇用されている者はウイルス検査を伴う健康診断が可能であることから、保険者を通じた受検状況の調査等、最も簡素かつ有効な手段を検討すべきである。
- ・広報については、現状把握に伴い、対応が必要となる対象の明確化を受けて有効な手法となっているか見直しに向けた検討を行うとともに、普及啓発効果の適切な把握や市町村等の他の広報主体による事業との重複にも留意すべきである。
- ・検査結果が陽性の者や経過観察を要する者は、その後の適切な受診・受療が重

症化予防に向けて重要であるところ、地域でのフォローアップ、相談体制が有効に機能しているか検証する必要がある。例えば、肝炎医療コーディネーターについては、期待される効果に繋がっているか等を検証し、それらの結果を踏まえ、必要に応じて活用方策等の見直しを検討すべきである。

・上記見直しに当たっては、地域の取組状況をはじめとする地域差の要因等も分析することにより、都道府県等に対する補助メニューの見直しを含め、肝炎対策関連予算の中での予算配分の見直しも検討したうえで、各施策の成果を適切に測ることが出来るようなアウトカムを追加し、事業効果を検証する仕組みとすべきである。その際、改善が図れるものは速やかに改善するとともに、検討・調整に時間を要するものがある場合には、令和3年度における次期肝炎対策基本指針改定に向けて検討を進めるべきである。

新卒・若者向け就業支援

取りまとめ

「新卒者等に対する就職支援」(厚生労働省所管事業)

「若年者地域連携事業」(厚生労働省所管事業)

「フリーター等支援事業」(厚生労働省所管事業)

・リーマンショック後と比べ就業率・失業率等の雇用環境は大幅に改善しており、また、就職氷河期世代への重点支援が開始される昨今の状況変化を踏まえれば、これらの事業について全体的な見直しを加えるべき時期にあると考えられる。各事業の位置付けや対象者、支援内容等にあらかじめ整理すべき点がないかを検討し、必要に応じた見直しを実施した上で、各事業が有機的に連携し効果的な事業となるよう改善を図るべきである。なお、各事業の直接的な効果を測定できるアウトカム目標を設定し、適切な成果が得られているか検証できるようにすべきである。

・「新卒応援ハローワーク」や「わかものハローワーク」等について、各施設当たりの支援件数等の設置効果などを改めて分析し、インターネットやSNSの活用による合理化の視点等を踏まえつつ、必要に応じて設置数の縮小や統合、ハローワーク本体への吸収等による合理化を検討し、計画的に実行すべきである。

・その際、新卒応援ハローワークの学卒ジョブサポーター及びわかものハローワークの就職支援ナビゲーターについては、求められるスキルに共通性が高いと見込まれるこ

とから、ハローワーク本体における氷河期世代支援を含め、支援対象者に関係なくいずれの支援業務も遂行できる者として採用する仕組みとする等の合理化を進められるよう検討すべきである。併せて、適正配置を進めるため、それぞれの地域における学卒ジョブサポーターや就職支援ナビゲーターの人数や各種の実績を把握できるような運用改善を検討すべきである。また、新卒者が増えている中においても新卒応援ハローワークの利用者数が減少していることや高い新卒者の就職率を踏まえ、学卒ジョブサポーターに関する業務に割り当てるべき人員数の見直しを検討すべきである。なお、これらの見直しを行うことにより、限られた人的資源や財源を就職氷河期世代の支援等へ有効活用すべきである。

海外に向けた日本文化の発信 (国際交流基金運営費交付金)

取りまとめ

「独立行政法人国際交流基金運営費交付金（うち文化芸術交流事業）」(外務省所管事業)

・第4期中期計画において、文化芸術交流事業を通して、「文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する」こと等を目的としているが、文化芸術交流事業のうち毎年継続的に実施している事業(造形美術、舞台芸術、出版、映像、放送コンテンツ)については、中期目標に到達するための段階的な個別分野ごとの適切なアウトカム指標へ改善すべきである。

・その際、事業実施前後の国・地域との関係性の変化を含めた地域の状況をよく分析し、これを踏まえた戦略的な事業の実施となるよう指標を設定すべきである。対象地域に対する効果を定量的に測る指標の設定が困難な場合には、定性的な指標と評価システムの適切な運営を通じて、事業の妥当性を適切に説明できるよう客観性を担保すべきである。

・事業実施後の評価プロセスにおいて、実績と課題の適切な把握に努めるとともに、これらを次年度以降の事業に確実に反映し、事業の着実な改善につなげるべきである。

る。その際、限られた予算と人的リソースの中で効率的かつ正確にデータ収集を行うため、事務的負担の軽減も考慮した上で、国・地域の状況に合わせた形で時代に則した方法を検討すべきである。

・なお、文化芸術交流の裾野を広げるためにも、例えば映画祭で、集客力のあるコンテンツについては相応の自己負担を求めるなど、いずれは民間主体の取組に繋げていくことを目標設定の際の視点に加えるとともに、実際に現地側のリソース等により事業の展開が可能な国・地域については、基金で事業を実施すべきか改めて検討し、民間主体による実施も含めた次のステージへ移行することを検討すべきである。

中小企業の海外販路開拓支援 (JAPAN ブランド育成・現地進出支援強化事業)

取りまとめ

「JAPAN ブランド育成支援等事業」(経済産業省所管事業)

「現地進出支援強化事業」(経済産業省所管事業)

・これまでの中小企業の海外展開事業の成果を整理・検証し、今後の取り組むべき地域や分野等に係る戦略を策定し経済産業省の果たすべき役割や事業対象等を明確にする必要がある。

・ロジックモデルにおける当該事業のアウトカムについて、現状の指標に加え支援対象となった企業の付加価値が支援後にどう増加したかを指標として追加する等、アウトカムを精緻にすべきである。

・現地進出支援強化事業における海外見本市事業について、成約件数や成約金額については検証されているが、見本市終了後の3年後・5年後等に当該国への展開が継続されているかどうかをフォローアップし、事業効果を検証する必要がある。

・なお、過去にJETROで海外コーディネーターを廃止した経緯を踏まえ、廃止したものがほぼそのまま復活するようなことがないようにすべきであり、JETROの運営費交付金や自己資金の枠内で行う本来業務と補助金で行う業務との関係を含めて、JETROの役割について精査すべきである。

地方の創生

(地域と関わる「関係人口」の創出拡大等)

取りまとめ

「地域経済循環の創造」の推進に要する経費のうち、関係人口創出・拡大事業」(総務省所管事業)

「圏域における広域連携の推進等に要する経費」(総務省所管事業)

・人口減少社会における地域づくりの担い手確保及び行政サービスの維持という政策テーマは重要ではあるが、両事業の予算の使われ方については大いに問題がある。各制度所管官庁が様々な事業に取り組んでいる中、地方公共団体の便益となる課題について、総務省が独自に全額国費の委託事業を行う妥当性は乏しく、本事業のあり方について、抜本的に見直す必要がある。

・特に、関係人口創出・拡大事業において、ふるさと納税の寄付の募集や返礼品、イベント参加者の飲食費・交通費・宿泊費等の費用を国費で持つ件、また、広報用のホームページの作成等、国の事業として適当と言えない事案が含まれている恐れがあり問題である。

・仮にモデル事業として継続するのであれば、国費の使途の厳格化や透明性の確保が必要であり、両事業とも既に相当数の事例を積み重ねていることから、1年から2年程度で円滑に事業終了すべく、出口戦略を明確化するとともに、採択件数や実施

分野を厳に絞り込むべきである。また、これまでの事例の横展開状況の把握、専門家による事業効果の検証・公表も必要である。